

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

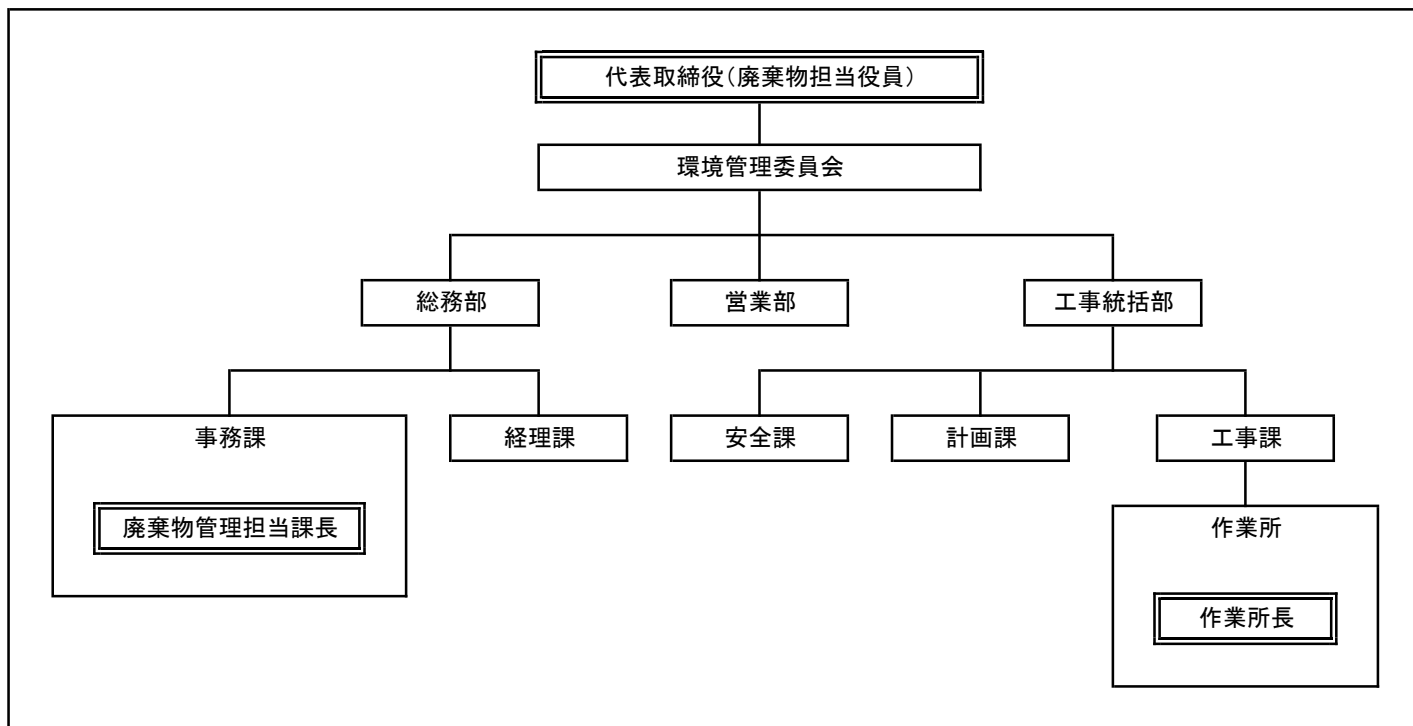
<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和 5 年 6 月 23 日</p> <p>西宮市長 様</p> <p>提出者</p> <p>住 所 大阪府大阪市西区千代崎2-15-15</p> <p>氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p>三同建設株式会社</p> <p>代表取締役 細川 恵吾</p> <p>電話番号</p> <p>06-6584-5528</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	三同建設株式会社
事業場の所在地	大阪府大阪市西区千代崎2-15-15
計画期間	令和5(2023)年4月1日 から 令和6(2024)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	はつり・解体工事業(0796)
② 事業の規模	資本金:6,000万円
③ 従業員数	89名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 がれき類(アスファルト・コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化 がれき類(レンガ・瓦)→埋立処分地に委託して、埋立処理 木くず→再生処理業者に委託して、チップ燃料として再資源化 建設系混合廃棄物→中間処理業者に委託し分別 石綿含有産業廃棄物→埋立処分地に委託して、埋立処理

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物に関する管理体制

役割	環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物担当役員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他の関連する事項
	作業所長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他の関連する事項

廃棄物管理組織図



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 別紙のとおり				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	排出量			
	(これまでに実施した取組) ・内装材の人力撤去による分別解体 ・コンクリート塊 小割時に鉄筋と分別			
② 計画	【目標】（今年度末の目標値）別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・混合廃棄物を減少させるよう分別の徹底を行う			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、木くずの分別 ・金属くずの分別			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、石膏ボード・廃プラ・紙屑についても分別			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】（今年度末の目標値）			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】（今年度末の目標値）			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】（今年度末の目標値）			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託先は優良認定処理業者を選択する。			

② 計画	【目標】(今年度末の目標値) 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。			
※事務処理欄				